

# 匿名クラブ運営規則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、匿名クラブと称し、英文名称をAnonymous clubと定めます。

### 第2条（所在地）

本会の日本総局は兵庫県姫路市に置き、これをもって団体所在地とします。

### 第3条（目的）

本会は、匿名インターネットユーザーの可能性を探求し、それを最大限発揮できる環境を作ることによって、情報化社会のさらなる進展をはかることを目的とします。

### 第4条（活動・事業の種類）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動及び事業を行います。

イ:インターネットユーザー交流・親睦促進事業

ロ:Webメディア「Adept」の運営

ハ:社会に向けた取り組み

ニ:前項に付帯する一切の事業

## 第2章 役員その他の機関

### 第1節 責任役員会

### 第5条（責任役員）

本会には4人の責任役員を置き、そのうち1人ないし2人を代表役員とします。

### 第6条（選任）

イ:責任役員は、本会の理事のうちから、理事会の協賛を経て定めます。

ロ:代表役員は、責任役員による互選または他の代表役員の指名によって定めます。

### 第7条（任期・辞任）

イ:責任役員の任期は理事会が定めます。ただし、再任を妨げません。

ロ:責任役員は、理事会の協賛を経て辞任することができます。

ハ:責任役員は、辞任後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行います。

## 第8条（責任役員の職務権限）

- イ:代表役員は、本会を代表します。
- ロ:代表役員は、責任役員会を招集し、その議長となります。
- ハ:代表役員以外の責任役員は、代表役員を補佐します。

## 第9条（責任役員会）

イ:責任役員会は必要に応じて代表役員が招集し、次の事項について協議します。

- 1:理事の弾劾
- 2:年次事業報告書の承認
- 3:本会の休眠
- 4:運営規則の改正
- 5:常任役員会の議決の拒否

ロ:理事会は、責任役員総数の過半数の出席をもって議事を開き議決し、議事は出席責任役員の3分の2以上の多数をもって決します。ただし、前項4に関する事項については別に定めます。

## 第10条（代表権および議決権の留保）

イ:代表役員は、本会と利益が相反する事項について代表権を有しません。その場合は責任役員会の議決が本会を代表し、互選によって選定された仮代表役員が理事会の協賛をもってそれを執行します。

ロ:責任役員は、特別の利害関係がある事項については議決権を有しません。

## 第2節 理事会

### 第11条（理事）

本会には5人以上7人以下の理事を置き、そのうち1人を理事長とします。

### 第12条（選任）

イ:理事は、会長が責任役員会の承認を経て任命します。

ロ:理事長は、理事の中から代表役員が任命します。

### 第13条（任期・辞任）

イ:理事の任期は会長の在任中とします。

ロ:理事は、理事会の賛成を経て辞任することができます。

ハ:理事は、辞任後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行います。

## 第14条（職務権限）

イ:理事長は、理事会を代表する代表理事となり、責任役員を補佐し、会務を掌理し、責任役員に事故のあるときまたは責任役員が欠けたとき、臨時に、責任役員の職務を行います。

ロ:理事長以外の理事は、会務を監督します。

## 第15条（理事会）

イ:理事会は必要に応じて理事長または代表役員が招集し、次の事項について協議します。

1:責任役員の就任および辞任に対する協賛

2:責任役員の任期の決定

3:仮代表役員の職務執行に対する協賛

4:常任役員の任命

5:公式ウェブサイトの記載内容の重要な変更

6:会員に対する懲罰

ロ:理事会は、理事総数の過半数の出席をもって議事を開き議決し、議事は出席理事の3分の2以上の多数をもって決します。

## 第16条（議決権の留保）

理事は、特別の利害関係がある事項については議決権を有しません。

## 第3節 会長・副会長

### 第17条（会長）

本会に、会長を置きます。

## 第18条（職務の執行）

会長は、次に定める職務を行います。

イ:財務に関する事項

ロ:この運営規則の定めるところによる、理事、副会長、顧問等の任免

ハ:常任役員会の招集

二:責任役員会、理事会、常任役員会の議案発議

ホ:前各号のほか、この運営規則および本会の規程で会長の権限と定められている事項ならびに他の機関の権限に属さない一切の事項

## 第19条（会長の任命）

会長は、理事会が任命します。

## 第20条（副会長）

本会に、副会長を置きます。

## 第21条（副会長の地位）

副会長は、会長を補佐し会務を分掌します。

## 第22条（副会長の任命）

副会長は、会長が任命します。

## 第23条（副会長の任期）

副会長の任期は、会長の在任中とします。

## 第4節 常任役員会

### 第24条（常任役員）

本会に、重要な会務の決定機関として、常任役員会を置きます。

### 第25条（構成）

イ:常任役員会は、理事会が定め公式ウェブサイトに掲載した常任役員で構成します。

ロ:常任役員は、以下の者をすべて含まなければなりません。

- (1)責任役員1名以上
- (2)グループ連携機構機構長
- (3)会長が推薦した者1名以上

### 第26条（任期）

常任役員の任期は、理事会がこれを定めます。

### 第27条（常任役員会）

イ:常任役員会は常任役員または会長の求めに応じて理事長または会長または代表役員が招集し、次の事項について協議します。

- 1:新規事業の承認
- 2:実施中の事業の中止の承認
- 3:他団体との連携に関する議事の承認

4:運営規則に定めのない部署の新設改廃

5:その他会長が必要と認める事項

口:常任役員会は、常任役員総数の3分の2の出席をもって議事を開き議決し、議事は出席理事の過半数の多数をもって決します。

ハ:常任役員会の議決は、運営規則の定めるところにより責任役員会がこれを拒否することができます。

## 第28条（議決権の留保）

理事は、特別の利害関係があると理事長が認めた事項については議決権を有しません。

## 第5節 事務局

### 第29条(事務局)

本会に、団体全体の実務を統括し実施する機関として、事務局を置きます。

### 第30条(職務権限)

事務局は、会長の定めるところにより、本会の実務を実施します。

### 第31条(構成)

事務局に、局長1名、局次長1名ないし2名を置きます。

### 第32条(任命)

第31条に定める者は、会長が任命します。

## 第6節 その他の機関

### 第33条(グループ連携機構)

本会に、ブランドチームの統括業務およびグループ団体との折衝を担当するグループ連携機構を置きます。

### 第34条(ブランドチーム・コアブランド)

イ:本会は、吸収統合した団体について、従来より育まれてきたそのブランドの価値を最大限に高め、育成するために、会長または統合申し合せ事項の定めるところによる自治権行使するブランドチームをグループ連携機構に置きます。

口:本会は、会長が特に必要と認めた保有ブランドの管理運営のために、コアブランドを置き、その管轄は会長の定めるところによる機関がこれを行います。

### 第35条(その他の機関)

本会は、運営規則の定めるところにより常任役員会がその他の機関を設置改廃することができます。ただし、その権能はこの運営規則で他の機関の権限に属さない事項に限ります。

## 第3章 会員

### 第36条(入会)

会員は、ブランドチームまたはコアブランド(以下「ブランド」と表記します)の定める入会手続きを経、本会の会員となります。

### 第37条(活動の基本)

会員は、活動の基本として、所属ブランドの理念に則り、本会の指導に従い、本会の目的達成のために行動します。

### 第38条(地位の喪失)

イ:会員は、退会または除名により、その地位を喪失します。

ロ:退会の規定は、ブランドの定めるところによります。ただし退会費は請求しません。

### 第39条(懲罰)

イ:本会は、自身の職務を故意に怠った役員に対して戒告します。

ロ:本会は、本会の存在そのものに対して批判的な言動を取った会員に対して厳重注意します。

ハ:本会は、以下の会員の会員資格を停止することができます。

(1)会員としての活動によって団体内外を著しく混乱させた会員

(2)運営規則ならびにその他の規則に反し越権行為を行った会員

(3)他の会員に扇動され上記2つの行為を行った会員

ニ:本会は、前3項に定める行為を行った会員のうち、特に団体運営への悪影響が顕著で、かつ反省の色が見られず、再度問題を発生させる可能性が極めて高い者を退会させることができます。

ホ:前4項に定める懲罰は、運営規則の定めるところにより理事会がこれを決します。ただし理事については責任役員会がこれを決するものとします。なお必要に応じ、その会員が所属するブランドの責任者と協議を行わなければなりません。

## 第4章 補則

#### 第40条(運営規則)

この運営規則は、本会及びその運営に関する基本的事項を定めるもので、この運営規則に反する規則を新規に制定することはできません。

#### 第41条(改正)

この運営規則を改正するときは、総責任役員数の3分の2以上の多数の議決を経て、会長がこれを公布します。

#### 第42条(施行細則)

理事会は、この運営規則を施行するについて必要な規定を定めることができます。ただし、この運営規則に基づく体制が発足する以前は、従来の意思決定機関がこれを定めることができます。

### 附則

#### 第1条(施行決議)

この運営規則の最初の施行は、平成28年3月6日付で最高役員経営会議の決定に基づき設置された運営会議がこれを行います。

#### 第2条(施行期日)

この運営規則の最初の施行は、平成28年6月27日から施行します。